

守谷市放課後子ども総合プラン事業

放課後子ども教室



守谷市イメージキャラクター
こじゅまる

令和8年度

利 用 案 内

守谷市では、児童の放課後対策事業「放課後子ども総合プラン」として、「児童クラブ」と連携し「放課後子ども教室」を実施します。

放課後子ども教室では、市立小学校の児童を対象とし、放課後に小学校施設を活用して地域社会の協力を得ながら、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進しています。

(児童クラブは、放課後帰宅しても就労または疾病等により保護者が家庭にいない市内在住または市立小学校に在籍している児童を対象とした事業です。)

- ▶実施日時 月曜日～金曜日（授業終了後～午後4時20分）
ただし、祝日及び長期休業期間（春・夏・冬休み）のほか、学校行事や荒天などで運営に支障がある場合は実施しません。
- ▶実施場所 小学校の特別教室、校庭など
- ▶対象者 市立小学校に在籍する1年生～3年生
(保護者の就労要件はありません。)
- ▶利用期間 令和8年4月8日～令和9年3月23日
ただし、1年生の参加は5月1日からになります。
- ▶帰宅方法 保護者または保護者が指定する大人の迎え
- ▶活動内容 放課後子ども総合プランのスタッフ※1と、地域のボランティア※2の協力により、子どもたちの安全な居場所を確保しながら、様々な活動を行います。

放課後子ども総合プラン

「放課後子ども教室」と「児童クラブ」の子どもたちが合同活動を行います。



※1 スタッフ…放課後子ども総合プランのマネージャーと支援員

※2 ボランティア…当事業にボランティアとして登録していただいた地域の方

▶参加費 月額2,000円

8月分は全期間休暇のため支払いは発生しません。
途中退所や利用がなかった場合でも返金はありません。

【納入方法：口座振替】

口座振替取扱機関名や口座振替依頼書の提出方法等は、お申込み後、後日郵送にてお知らせします。

【減免制度】

次の①から④に該当する方は、参加費が減免となる場合があります。
(審査を行い、減免の可否を決定します。)

該当する方は、「放課後子ども教室参加費減免申請書」を提出してください。
(申請書は生涯学習課または市ホームページで取得)

- ①ひとり親世帯で令和7年度住民税が非課税世帯の児童：半額免除
- ②1つの世帯につき2人目以降の児童：半額免除
- ③生活保護法の規定により保護を受けている世帯の児童：全額免除
- ④災害その他やむを得ない理由がある世帯(被災状況が分かる罹災証明書等の写し)：一部減額または全額免除

▶傷害保険 年額800円

放課後子ども教室活動中及び通常の帰宅経路での万が一の事故に備えて、傷害保険の加入が必要です。

放課後子ども教室参加費引落口座からの引落としとなります。

途中退所や利用が無かった場合でも返金はありません。

保険内容の詳細は、お申込み後、後日郵送にてお知らせします。

【補償内容】

死亡保険金：3,000万円

後遺障害保険金(最高)：4,500万円

入院保険金(180日限度)：日額4,000円

通院保険金(30日限度)：日額1,500円

賠償責任保険支払限度額：対人・対物賠償 合算1事故5億円

ただし、対人賠償は1人2億円

突然死葬祭費用保険支払限度額：180万円



- ▶申込方法
1. 電子申請(右記QRコード参照)
 2. 放課後子ども教室参加申込書一式(下記①~③)を提出

①放課後子ども教室参加申込書

②お迎え者リスト(同居者以外)

③問診票

※提出書類は生涯学習課または市ホームページで取得願います。

【提出先・受付時間】

市役所生涯学習課

土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分~午後5時15分

▶申込期限

参加希望月の前月15日が締切です。

ただし、15日が土・日曜日、祝日の場合は、前開庁日が締切です。

▶問合せ先

守谷市教育委員会生涯学習課 守谷市大柏950番地の1

Tel0297-45-11111(内線273・274)

平日 午前8時30分~午後5時15分



電子申請QRコード